

## 「下限面積」を「10a」に変更しました。

平成 23 年 4 月 6 日に開催の農業委員会総会において農地の権利移転にかかる下限面積を「20a」と定め適用してきました。

この下限面積について、令和 4 年 4 月 4 日開催の農業委員会総会において「10a」に変更し、令和 4 年 5 月 19 日に告示しました。

これにより令和 4 年 5 月 19 日以降に農地法第 3 条により農地を取得しようとする場合には、新たに取得する土地と既存の農地を併せて下限面積である「10a」を越える農地が必要となります。

農地の取得について不明な事柄については、各地区の農業委員さんまたは、農業委員会事務局までお尋ねください。

～令和 4 年 5 月 19 日告示分～

宗農委公第3号

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定により、農地または採草牧草地の権利移転の制限に関し、農業委員会が別段の面積を10aと定めたので、同号の規定により告示する。

令和4年5月19日

七宗町農業委員会  
会長 岩田 利美

農地の取得について不明な事柄については、各地区の農業委員さんまたは、農業委員会事務局までお尋ねください。

〒509-0492

七宗町上麻生 2442 番地 3

七宗町役場ふるさと振興課 農務係

TEL:0574-48-1101

FAX:0574-48-2239